

三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みを作ることにより、企業の自主的な取組の促進を図り、もって男性も女性も各々が持てる力を十分に発揮できる環境づくり及び、職場での男女共同参画推進への意識改革につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人をいう(国及び地方公共団体を除く)。

(認証要件)

第3条 知事は、次の要件をすべて満たす企業を「男女がいきいきと働いている企業」として認証するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの項目について制度化や取組を行っていること
 - ア 女性の能力活用に向けた取組
 - イ 仕事と家庭生活の両立支援づくりに向けた取組
 - ウ 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組
- (2) 法令に違反する重大な事実がないこと

(申請)

第4条 前条の認証を受けようとする企業(以下「申請者」という。)は、「男女がいきいきと働いている企業」認証申請書(様式第1号)、調査票及び認証基準を満たしていると証明される資料を知事が定める期間内に提出するものとする。ただし、平成21年度以前に「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞した企業については、本要綱施行日から認証企業とみなし、原則、平成22年度の申請は免除とする。

(認証等)

第5条 知事は、前条の申請を受理したときは、認証基準を満たしているか審査を行い、認証の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

- 2 知事は、認証することを決定した申請者について、「男女がいきいきと働いている企業」認証書(様式第2号)を交付するとともに、認証した企業の概要について県の広報誌やホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、認証日からその翌々年度末までとする。ただし、平成21年度以前に「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞した企業については、原則、本要綱の施行日から平成24年度末までとする。

また、有効期限の1年以内に再度認証を受けた場合は、前回、認証を受けた有効期限の翌日から3年間を認証の有効期間とする。

(聴取調査)

第7条 知事は、審査にあたり必要と認められるときは、聴取調査を実施する。

(取組状況の報告)

第8条 第5条の認証を受けた企業(以下「認証企業」という。)は、認証を受けた日の翌年度の知事が定める日までに「男女がいきいきと働いている企業」認証取組状況報告書(様式第3号)により、現状を知事に報告しなければならない。ただし平成21年度以降に「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞した企業については、認証の有効期間内に限り取組状況報告書の提出は、原則、免除とする。

- 2 知事は、前項の取組状況報告書のほか、取組の実施及び関係法令の改正に伴う対応等の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

- 3 知事は、必要に応じ、実地調査により取組状況の確認を行うことができる。

(変更の届出)

第9条 認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、三重県「男女がいきいきと働いている企業」変更届出書(様式第4号)により、知事に届け出なければならない。

- (1)名称
- (2)代表者の氏名
- (3)住所

(認証の辞退)

第10条 認証企業は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに三重県「男女がいきいきと働いている企業」辞退届出書(様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第 11 条 知事は、認証企業が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、その他認証企業として適当でなくなると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認証企業は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第 12 条 この要綱に関する事務は、雇用経済部雇用対策課において所掌する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 1 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

